

福岡方言における受動文と動作主を表す格助詞カラ

言語学・応用言語学専門分野

1LT13004Y

2013（平成 25）年入学

安高 文絵

2018（平成 30）年 1 月提出

要旨

本稿では、福岡方言の受動文における動作主を表す格助詞「カラ」の用法について考察している。先行研究では、「カラ」が動作の起点を示すものであることや、主語・動作主の有生・無生性、動詞が対象に対してもつ「移動・放射」の特徴などからカラの用法の定義が試みられている。しかし、共通語に比べ福岡方言は「カラ」が使用できる範囲が広いいため、より多くのパターンに適する「カラ」の用法を提案する必要がある。そこで本稿では、「非典型的な自・他動詞の受身文において、動作主が主語・話し手に対し動作を通して何らかの意志を向けていることが読み取れる場合、許容度は高くなり、そうでなければ許容度は低くなる。」ことを主張した。

目次

1.はじめに.....	1
2.先行研究.....	2
2.1.細川（1986）.....	2
2.2.森（1997）.....	3
3.仮説.....	4
4.アンケート調査と仮説の検証.....	6
4.1 調査内容.....	6
4.2 調査方法.....	6
4.3.調査結果・仮説の検証.....	7
4.3.1.典型的なカラを許容する動詞.....	7
4.3.2.非典型的なカラを許容する自・他動詞.....	7
5.おわりに.....	10
5.1.本稿のまとめ.....	10
5.2.今後の課題.....	10
6.参考文献.....	11

1.はじめに

日本語の受動文において動作主をあらわす格助詞として用いられるものの一つに、「カラ」が挙げられる。「カラ」は、同じく受動文の動作主を表す助詞「ニ」「ニヨッテ」と置き換えて表現することが可能な場合がある。以下にその例を示す。

- (1) a. 田中君はクラスの皆 {に} 尊敬されている。
b. 田中君はクラスの皆 {から} 尊敬されている。
- (2) a. 私は、部長 {に} 頼まれて残業をすることになった。
b. 私は、部長 {から} 頼まれて残業をすることになった。

一方で、以下の例のように明らかに置き換えが不可能な場合や、判別が難しい場合がある。

- (3) a. 『ドグラ・マグラ』は夢野久作 {によって} 書かれた。
b. 『ドグラ・マグラ』は夢野久作 {*から} 書かれた。
- (4) a. まだ僕は読んでいなかったのに、今朝の新聞を太郎{に}読まれてしまった。
b. まだ僕は読んでいなかったのに、今朝の新聞を太郎{??から}読まれてしまった。

また、福岡方言は、受動文の動作主を表す助詞としてのカラを許容できる範囲が共通語に比べて広いという特徴を持つ。本稿では、福岡方言において動作主を示す格助詞カラを含む受動文が、どのような条件下ならば許容されるかということについて検討していきたい。2章では、共通語における受動文のカラに関する先行研究を検討する。3章では共通語の受身文についての分析と、筆者の福岡方言内省による例文の観察をもとに仮説を提案する。4章ではアンケート調査および仮説の検証を行う。

2. 先行研究

検討した先行研究に共通している点は、いずれも動作主を表す「カラ」を「起点」と捉えているところである。細川（1986）はカラが「起点」であるという考えを示し、さらに、動詞の結果性を重視した動作主マーカの用法について述べている。森（1997）はこの「起点」を軸としたイメージスキーマを提唱している。以下に、細川（1986）、森（1997）の主張についてより詳細に検討していく。

2.1. 細川（1986）

細川（1986）は、受身文の動作主を示すマーカとして「カラ」が用いられるのは、動作・作用の過程を主に叙述する動作受身文で、かつ主語・動作主がともに有生物の時であるとの原則を示している。また、細川（1986）はこの動作受身文と相対するものとして、動作の結果生じる状態を叙述する「状態受身文」を挙げている。状態受身文は、動作受身文に比べ、動作そのものではなく結果・状態に注目しているため、動作主をあらゆる名詞句が文中に現れる可能性が低いとしている。そのため状態受身文で敢えて動作主を表す場合には、「カラ」ではなく「ニヨッテ」が好まれ、場合によっては「ニ」も許容されるという。

また、上述のような結果性に着目した動詞の分類とは別に、「変化・移動」に着目した分類も立てている。この動詞類の受動文において、細川（1986）はそれぞれの動作主マーカに対し、「カラ」を起点、「ニ」を着点という位置づけをしており、これら2種類のマーカの使い分けによって起点・着点の意味解釈の誤解が生じる可能性がある時、それを避けるために「ニヨッテ」を用いるとしている。

(5) しかし、同氏は…ソ連当局 {によって} 連行され…。 [細川 1986:116]

(6) …読者 {から} 寄せられた「アフリカ飢餓救援募金」のうちの…。 [細川 1986:116]

(5)では、ソ連当局は「連行する」という動作の主体であるが、仮に移動前の起点を表す「カラ」を用いた場合、「ソ連当局から別の場所へと連行された」という解釈の誤解が生じる可能性がある。また(6)では、動作主を示す「カラ」を移動後の着点を表す「ニ」に置き換えると、「募金」の寄せられる方向性が本来の文意と逆の解釈をしてしまう恐れがある。細川（1986）は、上述の原則に加え、そのような解釈の誤解が生じる可能性がある時は、その動作主マーカを避けるべきだという制約を定義している。

2.2.森 (1997)

森 (1997) は、砂川 (1984) の提案する動詞群をもとに、動作主としてのカラを許容する動詞を大きく 2 種類に分類している。1 つ目は物の移動・言葉の移動・心的態度の放射を表す動詞群であり、これを「典型的なカラを許容する動詞」としている。この典型的な動詞を用いた例は以下のようなものである。

(7) 先生 {から} 教えていただけるなんて、光荣です。

(8) 校門の前で、太郎は花子 {から} 話しかけられた。

(9) その男は愛人 {から} 憎まれている。

2 つ目は、前述の「移動・放射」という特徴を持つ典型的な動詞群を除いた、なんらかの行為や態度が相手に向けられている動詞の群であり、これを「非典型的なカラを許容する動詞」としている。森 (1997) は、これらの典型的・非典型的な用法について、イメージスキーマの観点から説明している。森 (1997) もまた、砂川 (1984) や細川 (1986) の主張と同様に、カラが起点であるという考えを軸としており、森 (1997) の提案するイメージスキーマにおいてこの起点は「移動してはいけない」ものであるとしている。この起点から具体物や抽象物など何らかの物体が移動ないし放射されるというイメージに基づき、非典型的な用法についても説明を試みている。

(10) その犬は子供たち {から} 棒で突かれた。 [森 1997:91]

(11) 子どもの頃は、酒飲みの父親 {から} 毎晩ぶたれたもんです。 [森 1997:91]

(12) 政府が反乱軍 {から} 倒された。 [森 1997:91]

森 (1997) の調査結果によれば、(10)(11)の許容度は高く、それに比べ(12)の許容度は極端に低い。この理由について、「突く」や「ぶつ」といった動詞は手や手の先にある棒などが相手に向かって直線的な動作をするということをイメージしやすく、カラのイメージスキーマにあてはめやすいからだとしている。一方「倒す」はそのような特徴がなく、動作による移動や放射を想起しづらいため許容度も低いと主張する。

3.仮説

砂川（1984）が提案し、森（1997）が整理・賛同した「典型的なカラを許容する動詞」は、動作の主体 A とその動作を向けられる相手 B を持ち、動作を通して物・言葉・心的態度の移動・放射が明らかに読み取れるものと定義されていた。筆者のもつ福岡方言の内省から判断しても、この定義は妥当であると考ええる。

そこで本稿で問題としたいのは、それ以外の動詞の受動文についてである。ここでいう「それ以外の動詞」とは、森（1997）の提案する「非典型的な動詞」に、「泣く」「降る」といった自動詞を加えたものであることを断っておきたい。区別のため、この動詞群を以下「非典型的な自・他動詞」とする。そのうえで、受身文の動作主を示す助詞としてカラが使用できるかという点に関して、以下のように主張したい。

- (13) 非典型的な自・他動詞の受身文において、動作主が主語・話し手に対し動作を通して何らかの意志を向けていることが読み取れる場合、許容度は高くなり、そうでなければ許容度は低くなる。

この仮説と自身の福岡方言への内省をもとに、いくつかの例文を検討していきたい。

森（1997）は「非典型的な動詞」の検討の中で、以下の例文の許容度はかなり低いと結論づけている。

- (14) 昨日、犬 {から} 噛みつかれてしまった。 [森 1997:91]

- (15) 留守番の主婦が強盗 {から} 殺された。 [森 1997:91]

一方、福岡方言において(14)(15)は十分に許容できる。(14)の犬が、話者に対する威嚇や攻撃の意図を持っていたと考えることができ、仮説にあてはまる。また(15)も同様に明らかに「殺意」という意図を、対象である主婦に向けていると読み取ることができる。

また、これまでは他動詞受身文に限って検討してきたが、福岡方言では自動詞受身文にも許容しやすいものとそうでないものがあると考えられる。

- (16) いつになくテストで良い点を取り、先生 {から} 喜ばれた。

- (17) 突然の事故で夫 {??から} 死なれ、私は一人ぼっちになってしまった。

(16)の「喜ぶ」は動作の対象を持たないが、「テストでいい点を取った私に対し、喜びの心的態度を向けている」と捉えることができ、仮説にあてはまる。一方(17)の「死ぬ」は、動

作そのものを通して対象である「私」に意図を向けているとは読み取りづらいため、文章として許容しづらい。

また、動作主の種類に着目するとどうだろうか。

(18) バッターボックスに立った僕は、ピッチャーの変化球 {??から} 泳がされ、三振に終わった。

(19) 言いようのない不安 {??から} 襲われて、思わず涙がこぼれた。

(18)の「変化球」や(19)の「不安」は無生物であり、主語や話し手に対し意志を持っているとは判断しづらい。

4. アンケート調査と仮説の検証

4.1 調査内容

先行研究の検討、筆者自身の内省をもとにした例文の検討を通し、3章で仮説を立てた。このアンケートは、福岡方言話者を対象に、動作主を示す格助詞カラを使用した受身文に対する許容度を回答してもらい、どのような時にカラを用いることができ、どのような時に用いることができないかを把握すること、および先述の仮説を検証することを目的としている。

4.2 調査方法

Custom Form を使用した単一選択式のアンケートを行った。対象は福岡県内全域の方言話者とし、年齢は不問とした。福岡方言を話す筆者の家族・知人を中心に回答を募り、またその知人の家族・友人等にも協力してもらった。

回答者には、それぞれの設問の例文に対し、文章として自然に感じられるかどうかを三択で選んでもらった。許容度のめやすを得るため、選択肢それぞれに点数を設け、集計の際に設問ごとの得点を計算した(表 1)。なお、回答者は 55 名であったため、満点は 110 点である。

表 1

選択肢	得点
文章として問題なく成立する。	2 点
違和感はあるが、他人が言うのを許容はできる。	1 点
文章として全く許容できない。	0 点

使用した例文は、動詞や動作主の種類に偏りがないよう筆者自身が作成したものと、森(1997)で使用されていたものの一部である。非典型的な自・他動詞に加え、典型的な動詞も許容されるか検証するため、いくつか設問に加えた。なお、例文はすべて共通語で表記した。方言で表現すると、北九州や筑後といった地域ごとの表現に差異が生まれ、回答者のより自然な判断を損なう恐れがあると考えたためである。

4.3.調査結果・仮説の検証

4.3.1.典型的なカラを許容する動詞

調査の結果、男女合わせて 55 名の回答を得ることができた。まずは典型的なカラを許容する動詞についての調査結果を確認する。表 2 は、例文とそれぞれが得た得点をまとめたものである。

表 2

例文	得点
田中君はクラスの皆 {から} 尊敬されている。	110
私のこの力は神 {から} 与えられたものだ。	109
妻 {から} 証拠写真を見せられ、私は反論の余地を失った。	107
これほどまで花子は太郎 {から} 想われているというのに、相変わらず彼女の態度はつれない。	106
先生 {から} 教えていただけるなんて、光栄です。	103
私は、部長 {から} 頼まれて残業をすることになった。	103
妹 {から} バカにされて、僕はついカッとなってしまった。	103
クラスメイト {から} 誘われて、海に行くことになった。	100
私は親友 {から} 背中を押され、転職の決意をすることができた。	100
彼は多くの市民 {から} 惜しまれながら引退していった。	102
その男は愛人 {から} 憎まれている。	101
お客さんがちっとも来ないので、私は店長 {から} シフトの予定よりも 1 時間早く帰された。	92

いずれの例文も得点が 90 を超えており、許容度がかなり高いことを示している。

4.3.2.非典型的なカラを許容する自・他動詞

次に、非典型的なカラを許容する自・他動詞についての調査結果を仮説と照らし合わせながら確認していく。

(20) このあいだその路地裏で知らない奴 {から} 襲われて、こんなに怪我をしたんだ。

(21) 綺麗な女性 {から} 微笑まれて、ドキドキした。

(22) 撫でようとしただけなのに、その犬 {から} 噛みつかれ、怪我をしてしまった。

(23) 被害者の田中さんは、帰宅したところを少年 A {から} 殺害された。

(20)(21)(22)(23)の得点はそれぞれ 98 点、96 点、91 点、80 点と高かった。(20)は、動作主が話し手を動作の対象として捉え、危害を加える意図を持っていることを読み取ることができる。また(21)の「微笑む」も話し手に対する好意等の意志を十分に読み取ることができる。また(22)の「噛みつく」は、3章で示したように犬の威嚇や攻撃の意志を読み取ることができ、仮説に沿った結果となっている。(23)の「殺害する」も同様に動作主の意志性を読み取ることができ、福岡方言においては許容度がかなり高いことが分かる。

また、同じ動詞を用いた受動文でも、やはり「意志性」が読み取れるか否かで許容度に差が見られた。

(24) 言いようのない不安 {から} 襲われて、思わず涙がこぼれた。

(24)は得点が 37 点であるのに対し、(20)は 98 点である。同じ「襲う」という動詞の受動文であるが、(24)に動作主の意志を読み取るのは困難であり、このような許容度の差が生まれたと考えられる。このような現象は他の動詞でも見られた。

(25) A くんは友人 {から} 勝手に手紙を読まれ、腹を立てている。

(26) まだ僕は読んでいなかったのに、今朝の新聞を太郎 {から} 読まれてしまった。

(25)(26)は同じ「読む」という動詞の受動文であるにもかかわらず、その許容度は大きく異なった。(25)は 83 点と許容度が高かったのに対し、(26)は 40 点であった。この要因は、(25)の「勝手に」という表現から、「読む」が動作主の意図的な行動であったと推測できるのに対し、(26)はそのような意志性を読み取ることができないという点から説明できる。

(27) いつになくテストで良い点を取り、先生 {から} 喜ばれた。

(28) 秘密を打ち明けたところ、想像以上に花子 {から} 悲しまれ、僕は困惑している。

(29) 突然の事故で夫 {から} 死なれ、私は一人ぼっちになってしまった。

(30) 一緒にドラマを見ようと約束していたのに、早々に彼から寝られ、私はいじけた。

自動詞受動文に関しては、(27)が 78 点、(28)が 76 点、(29)が 34 点、(30)が 32 点という結果になった。(27)(28)に関しては、話し手と「僕」に対する動作主の心的態度の表出を読み取ることができるため、この許容度の高さは妥当と言える。また(29)(30)は、「死ぬ」「寝る」という動作を通して「私」に対する意志を持っているとは読み取りづらい。

(31) 思いがけず雨 {から} 降られて、びしょ濡れになってしまった。

(18) バッターボックスに立った僕は、ピッチャーの変化球 {??から} 泳がされ、三振に終わった。

(24) 言いようのない不安 {から} 襲われて、思わず涙がこぼれた。

上記の 3 つの例文を比較する。(31)の得点は、調査した例文の中ではもっとも低い 10 点であった。一方、先に紹介した(18)は 22 点、(24)は 37 点である。いずれも許容度が高いとは言えないが、中でも(31)はとりわけ許容され難いということが分かる。この許容度の低さの要因については、人間が投げる「変化球」と人間の持つ感情である「不安」に対し、「雨」は全くの無生物であり、意志の関与しえない動作主であるということから説明ができる。

ここまで調査結果と仮説とを照らし合わせて検証してきたが、4 章で挙げた例文についてはいずれも整合性のとれた説明が可能であり、仮説が妥当なものであったと言える。

5.おわりに

5.1.本稿のまとめ

本稿では、福岡方言において動作主を示す格助詞カラを含む受動文が、どのような条件下ならば許容されるかということについて論じてきた。先行研究の検討の結果、共通語の範疇で許容される典型的な他動詞受動文に加え、「移動・放射」の特徴を持たない直接的な動作等をあらかず動詞群や、自動詞受動文についても検討する必要があることが分かった。そこで、「非典型的な自・他動詞の受身文において、動作主が主語・話し手に対し動作を通して何らかの意志を向けていることが読み取れる場合、許容度は高くなり、そうでなければ許容度は低くなる。」という仮説を立て、アンケート調査を行い、その結果と仮説を照らし合わせて立証することを示した。

5.2.今後の課題

筆者の主張では説明できない事例が残っている。以下のような例文である。

(32) またゴミ袋がカラスからつつかれて破れてるよ！

(33) こうも家の周りをグルグルとカラスから飛ばれては、気味が悪い。

(32)は比較的許容度が高く、(33)は低かった。どちらの例文も、動作主であるカラスの動作によって、話し手が間接的な影響・被害を受けている点で一致しているが、その許容度の違いについては動作主の意志性から説明し難い。このような動作主の意志性を読み取りづらい間接受身文について、今後検討の余地がある。

6. 参照文献

砂川有里子（1984）「『ニ』と『カラ』の使い分けと動詞の意味構造について」『日本語・日本文化』12号

細川由紀子（1986）「日本語の受身文における動作主のマーカ―について」『国語学』第144集 124-113.

森雄一（1997）「受動文の動作主マーカ―として用いられるカラについて」『茨城大学人文学部紀要人文学科論集』 30 : 83-99.

